

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報

被相続人の氏名を記載する。

最後の住所  
○県市町番地  
最後の本籍  
○県市町番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成○年○月○日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 県市町番地  
出生 昭和 年 月 日  
(長男)  
法務一郎 (申出人)

住所 県市町番地  
出生 昭和 年 月 日  
(長女)  
法務優子

住所 県市町番地  
出生 昭和 年 月 日  
(養子)  
法務二郎

申出人となる相続人には、「(申出人)」と併記する。

相続人の住所の記載は任意である。記載する場合は、住民票の写し等にあるとおり記載するとともに、その住民票の写し等を提出する必要がある。記載しない場合は、「住所」の項目を削除する。

住所 ○県市町番地  
出生 昭和○年○月○日  
(妻)  
法務花子

以下余白

作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載の上、署名又は記名押印する。

作成日: 平成○年○月○日  
作成者: 住所 ○県市町番地  
氏名 ○○ ○○ 印

**相続税の申告の手続につきましても、法定相続情報一覧図の写しを申告書に添付することができますが、相続人である子に養子がいる場合は、その一覧図の写しに加えて養子の戸籍の謄抄本の添付も必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。**

法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン（摩擦等により見えなくなるものは不可）で、楷書ではっきりと書いてください。

出典:法務省ホームページ